

(証券コード 7240)
(発送日)2024年6月6日
(電子提供措置の開始日)2024年6月4日

株 主 各 位

東京都港区芝大門1丁目12番15号
N O K 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鶴 正 雄
社 長 執 行 役 員 CEO

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

URL：<https://www.nok.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

URL：<https://d.sokai.jp/7240/tei/ji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

URL：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「NOK」、または「コード」に当社証券コード「7240」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」にしたがい、2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区芝大門1丁目12番15号
当社 本社 会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案

監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案

取締役および執行役員に対する株式報酬等の改定の件

4. 議決権行使について

書面(郵送)とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいてその旨と、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本招集ご通知には、お手元でも議案の内容を確認いただけるよう、株主総会参考書類を付けてお送りしております。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様にお送りしている書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」会計監査人および監査役が会計監査報告書・監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告・連結計算書類・計算書類は、当該書面に掲載の各書類のほか、上記①～③も対象となります。
 - ◎発熱の症状がある方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
 - ◎株主総会でのお土産の配布はございません。



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7240/>

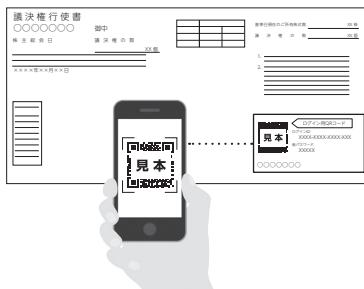


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

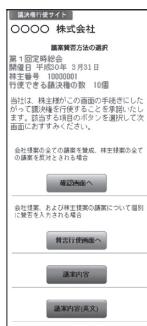
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

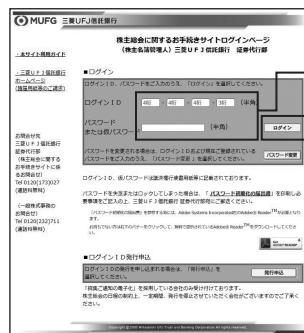
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、基本的には中長期的な業績に対応して一定水準の安定した配当を続けていくことが大切であると考えておりますが、一方では、将来の事業展開や財務体質強化のために相当額の内部留保の確保といった観点も重要であり、これらを総合勘案して決定したいと考えております。これに加え、2023年4月1日から2026年3月31日までを対象とした中期経営計画においては、株主還元を充実させるため配当方針をDOE（株主資本配当率）2.5%以上とすることを、2023年4月19日開催の当社取締役会にて決定しております。

上記利益配当金の基本方針等を総合的に勘案しました結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額8,381,174,900円

なお、既に1株につき37円50銭の中間配当金を支払済ですので、当期の1株あたりの年間配当金は87円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、監督と執行の役割をより一層明確化し、取締役会を重要な経営方針・計画の決定および業務執行監督に専念させることで、ガバナンスの強化を図るとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、それに伴う条数の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数及び選任) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数及び選任) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役</u> (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</p> <p>③ <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長、社長各1名、副社長、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>会長、社長各1名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠又は増員のため選任された監査等委員でない</u>取締役の任期は、他の<u>監査等委員でない</u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ <u>補欠のため選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>⑤ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第25条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の権限) 第25条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、 <u>当社の業務執行を決定する。</u> ② 取締役会に関する事項は、 <u>取締役会が別に定める取締役会規則による。</u>	(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、 <u>法令又は定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第30条 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録) 第30条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会議事録) 第31条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(監査等委員会の設置) 第32条 当会社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(監査役員の員数及び選任) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第37条 監査役会は、<u>法令又は定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>② <u>監査役会に関する事項は、監査役会が別に定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</p>	<p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</p>
<p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第118回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	候補者属性	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況(2023年度)
1	つる 鶴 まさ お 正雄	男性	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	13/13回 (100%)
2	わた なべ 渡邊 あきら 哲	男性	再任	取締役 専務執行役員 CFO	13/13回 (100%)
3	おり た 折田 じゅん いち 純一	男性	再任	取締役 専務執行役員 事業推進本部長	13/13回 (100%)
4	さ とう 佐藤 ゆう き 祐樹	男性	新任	常務執行役員 CTO 兼 Head of NOK R&D	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">つる まさ お 鶴 正 雄 (1980年6月13日生)</p>	<p>2005年4月 当社入社 2009年5月 ジョージタウン大学マクドノー経営大学院 修士課程修了 (MBA取得) 2015年4月 当社経営企画室企画部長 2017年4月 当社執行役員 2017年4月 当社経営企画室副室長 2018年6月 NOKクリューバー株式会社代表取締役社長 2020年4月 同社代表取締役 2020年4月 当社常務執行役員 2020年4月 当社事業推進本部長 2020年6月 当社取締役 2020年6月 当社専務取締役 2021年4月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員 2023年6月 当社代表取締役社長執行役員CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本メクトロン株式会社代表取締役会長 NOKクリューバー株式会社代表取締役会長 ユニマテック株式会社代表取締役会長 NOKフロイデンベルグシンガポール Pte.Ltd.取締役会長 正和地所株式会社代表取締役</p>	106,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社経営企画部門での経験のほか、NOKクリューバー株式会社で経営に携わり、経営全般における豊富な経験と実績を有しているため、グループ全体の総合的な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたるとともに、客観的に経営の監督を遂行できると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">わた なべ あきら 渡 邊 哲 (1957年11月18日生)</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2000年 7月 当社財経本部経理部長 2005年 6月 当社取締役 2005年 6月 当社財経本部副本部長 2007年 6月 当社財経本部長 2009年 6月 当社常務執行役員 2013年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社専務取締役 2017年 4月 当社財経本部長兼IT本部長 2018年10月 当社財経本部長 2022年 6月 当社取締役専務執行役員 2023年 6月 当社取締役専務執行役員CFO (現任)</p>	31,010株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたる財務経理部門での豊かな経験・実績とともに、その高い専門性と識見から、取締役会の監督機能の維持強化と適切な経営判断が期待され、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与できると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p style="text-align: center;">お り た じ ゅん い ち 折 田 純 一 (1974年7月1日生)</p>	<p>2001年2月 当社入社 2008年5月 ミシガン州立大学ブロード経営大学院修士課程修了 (MBA取得) 2013年7月 当社経営企画室国際部副部長 2015年4月 当社事業推進本部事業管理部長 2017年4月 当社執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長 2019年6月 当社常務執行役員 2021年4月 当社事業推進本部長 2021年6月 当社専務取締役 2022年6月 当社取締役専務執行役員 (現任) 2023年1月 当社事業推進本部長兼環境管理室長 2023年6月 当社事業推進本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 無錫NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.取締役会長 長春NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.取締役会長 太倉NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.取締役会長</p>	8,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社経営企画部門および事業管理部門での経験から、海外を含めたグループ全体の総合的な事業戦略をはじめとする経営判断・意思決定を適切に行って業務執行にあたるとともに、客観的に経営の監督を遂行することができると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> 佐藤 祐樹 (1967年1月30日生)	1991年4月 当社入社 2010年4月 当社技術本部技術研究部長 2020年4月 当社執行役員 2020年4月 当社技術本部長兼生産技術本部長 2023年4月 当社Head of NOK R&D (現任) 2023年6月 当社常務執行役員CTO (現任)	3,000株
取締役候補者とした理由 長年にわたり当社技術部門の業務に携わり、技術研究開発分野における高い専門性および識見を有していることから、当社グループ全体を通じた技術戦略や新規事業開発等において適切な意思決定が期待されるとともに、客観的に経営の監督を遂行することができるかと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者鶴 正雄氏は、NOKクリューバー株式会社の代表取締役会長およびNOKフロイデンベルグシンガポール Pte.Ltd.の取締役会長を兼務し、当社はNOKクリューバー株式会社との間に商品売買等の取引関係があり、NOKフロイデンベルグシンガポール Pte.Ltd.より配当金の支払いを受けております。また、同氏は、正和地所株式会社の代表取締役を兼務し、当社は同社との間に不動産賃借等の取引関係があります。
2. 候補者折田純一氏は、無錫NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.および長春NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.の取締役会長を兼務し、当社は両社との間に商品売買等の取引関係があります。また、同氏は、太倉NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd.の取締役会長を兼務し、当社は同社と技術実施許諾契約を締結しております。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、2024年11月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。また、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況(2023年度)
1	わたなべ ひでき 渡辺 英樹	男性	新任	常勤監査役	13/13回 (100%)
2	ふじおか まこと 藤岡 誠	男性	新任 社外 独立	社外取締役	12/13回 (92.3%)
3	しまだ なおき 島田 直樹	男性	新任 社外 独立	社外取締役	13/13回 (100%)
4	かじたに あつし 梶谷 篤	男性	新任 社外 独立	社外監査役	12/13回 (92.3%)
5	いまだ もとこ 今田 素子	女性	新任 社外 独立	—	—

新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> わた なべ ひで き 渡 辺 英 樹 (1960年10月6日生)	1983年 4月 当社入社 2007年 7月 NOKフロイデンベルググループトレーディング チャイナCo.,Ltd.財経管理室長 2013年 7月 当社財経本部財務部長 2020年 6月 当社常勤監査役(現任)	6,200株
監査等委員である取締役候補者とした理由 長年にわたり当社ならびに海外子会社において財務経理業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的に適切な監査・監督を行うことができると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外取締役候補者</div> ふじ おか まこと 藤 岡 誠 (1950年3月27日生)	1972年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省 1977年 6月 ハーバード大学経営大学院修士課程修了(MBA取得) 1987年 6月 IEA(国際エネルギー機関)省エネルギー部長 (在フランス) 1996年 6月 通商産業省大臣官房審議官 2001年 2月 アラブ首長国連邦駐劄特命全権大使 2003年 9月 経済産業省退官 2004年 6月 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員 2007年 6月 同社取締役専務執行役員 2013年 6月 同社取締役副社長執行役員 2015年 7月 公益社団法人新化学技術推進協会専務理事 2016年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本製紙株式会社社外取締役	6,900株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 産業政策および外交における豊かな経験と高い識見ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動に助言いただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、特にその産業政策や企業経営に関する経験等に基づき、当社の経営全般に対する助言および監査・監督を期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> 梶 谷 篤 <small>かじ たに あつし</small> (1968年7月1日生)	2000年4月 弁護士登録 2004年6月 株式会社ディーエムエス社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（現任） 2016年6月 当社社外監査役（現任） 2017年4月 第一東京弁護士会副会長 2018年7月 信州大学社会基盤研究所特任教授（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ディーエムエス社外取締役 イーグル工業株式会社社外監査役（※） ※2024年6月25日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任 予定	3,100株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見に基づく、当社の経営全般にわたる大所高所からの助言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、特に法律の専門家としての知見をもとに、当社のガバナンスや経営全般に対する法的側面からの助言および監査・監督を期待しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> いま だ ちと こ 今 田 素 子 (1967年2月26日生)	1991年8月 株式会社同朋舎出版入社 1998年10月 株式会社メディアジーン (旧株式会社インフォバーン) 代表取締役 (現任) 2015年7月 株式会社インフォバーン代表取締役 2023年5月 株式会社TNL Mediagene Japan代表取締役 (現任) 2023年7月 TNL Mediagene取締役 (現任)	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>メディア業界でのグローバルな企業経営や、様々な読者層を深く理解したメディアサービス提供の実績等豊かな経験を有しており、当社が推進しているコミュニケーション機能の強化やDE&Iへの取組みを含め、客観的で広範な視野から当社経営に対する助言をいただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、特にその経歴に基づき、当社の経営や戦略的な対外施策に対する助言および監査・監督を期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、2024年11月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 藤岡 誠氏、島田直樹氏、梶谷 篤氏、今田素子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤岡 誠氏、島田直樹氏、梶谷 篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。また、今田素子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
4. 藤岡 誠氏、島田直樹氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、それぞれ本総会終結の時をもって藤岡 誠氏が8年、島田直樹氏が2年となります。
5. 梶谷 篤氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 梶谷 篤氏は、株式会社ディーエムエスの社外取締役に就任していますが、同社は2022年3月に公正取引委員会より日本年金機構の入札に関し、独占禁止法違反として排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、当該事実判明後は取締役会等において、徹底した調査および再発防止の指示を行う等、その職責を果たしております。

7. 当社は、藤岡 誠氏、島田直樹氏および梶谷 篤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としており、藤岡 誠氏、島田直樹氏、梶谷 篤氏の選任をご承認いただいた場合は、藤岡 誠氏、島田直樹氏とは当該契約を継続、梶谷 篤氏とは現在社外監査役として締結しているものを、社外取締役として改めて締結する予定であります。また、今田素子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】当社が取締役に特に期待する分野(第2号議案、第3号議案および第4号議案が承認された後の経営体制(予定))

	氏名		企業経営	グループ 戦略	事業(生 産・営 業) 戦略	技術戦略	財務・会 計・資本 政策	新規事業	コンプラ イアンス ・リスク 管理	サステナ ビリティ
取締役	鶴 正雄		○	○						
	渡邊 哲		○				○			
	折田 純一		○		○					
	佐藤 祐樹					○		○		
取締役 (監査等 委員)	渡辺 英樹				○		○			
	藤岡 誠	社外	○							○
	島田 直樹	社外	○	○						
	梶谷 篤	社外	○						○	
	今田 素子	社外	○					○		

(注) 上記一覧表は、各人に特に期待される項目を2つまで記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2009年6月25日開催の第103回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることを株主の皆様にご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員でない取締役の報酬額を、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。）と定めさせていただきたく存じます。また、当該報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第5号議案から第7号議案全てをご承認いただくことを条件として新たな役員報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は33頁の【参考：取締役の報酬方針】のとおりです。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数および他社水準等を勘案し、独立社外取締役が構成員の過半数を占める経営監督会議の審議を経たものであるため、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額90百万円以内と定めさせていただきたく存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および監査等委員でない取締役の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第5号議案から第7号議案全てをご承認いただくことを条件として新たな役員の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は33頁の【参考：取締役の報酬方針】のとおりです。

第7号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2022年6月24日開催の定時株主総会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについて、株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国内非居住者を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。）に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、対象者の変更のほかは、いずれも2022年6月24日開催の定時株主総会においてご承認をいただいた内容のとおりです。本制度に基づく株式報酬は、第5号議案においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠で、取締役等に対して支給するものです。

本制度は、取締役等を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的としております。さらに、交付する株式数を中期経営計画における業績目標の達成度等と連動させることにより、業績目標の達成に向けた意欲を高めるものであります。

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第5号議案から第7号議案全てをご承認いただくことを条件として新たな役員の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は33頁の【参考：取締役の報酬方針】のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役等の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると考えております。なお、本制度の改定については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、経営監督会議における審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は15名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託を通じて当社株式が取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）について役員報酬として交付および給付（以下「交付等」という。）を行う制度です（本制度の詳細は下記(2)以降のとおり）。

1. 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
2. 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・345百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・なお、現行の対象期間については、4事業年度を対象として合計1,380百万円（現行の対象期間は2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度）
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記(2)および(3)のとおり。）	・32万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数 ・なお、現行の対象期間については、4事業年度を対象として、合計128万株 ・上記の1事業年度あたりの株式数（32万株）の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.19% ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定（現行の対象期間にかかる当社株式は2022年度に株式市場から取得済みであり、希薄化は生じていない）
3. 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等（現行の対象期間については、ROAおよびFTSE Russell ESGスコアの目標達成度）に応じて0～200%の範囲で変動

4. 取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・対象期間終了後
------------------------------------	----------

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）とします。なお、現行の対象期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度とすることを2022年6月24日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。当該対象期間に関する信託金の拠出および信託金を原資とする株式市場からの株式取得については2022年度中に対応しております。

当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式取得のために、対象期間毎に拠出される信託金の上限を、345百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額（現行の対象期間である4事業年度については合計1,380百万円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対して、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、345百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当社株式数および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限を調整します。

① 業績連動部分

取締役等に対する業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

※ 業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標を用いることとし、現行の対象期間においてはROAおよびFTSE Russell ESGスコアとします。

② 非業績連動部分

取締役等に対する非業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%の累計とします。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡または海外赴任することとなった取締役等については、業績連動係数を100%とした上で上記のとおり算定した株式交付ポイントを速やかに付与するものとします。

本信託の対象期間について取締役等に交付等が行われる当社株式等の数（取締役等に付与されるポイントの数）の上限は、32万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とします（現行の対象期間である4事業年度に対しては合計128万株）。なお、当該取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、本制度の導入時の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り

捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式(取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

当社子会社3社(日本メクトロン株式会社、ユニマテック株式会社およびNOKクリューバー株式会社。以下「当初対象子会社」という。)の取締役および執行役員(社外取締役および国内非居住者を除く。以下「当初対象子会社取締役等」という。)についても、各社の株主総会における承認を経て、2022年度から当社の取締役等と同様の制度を導入し、本制度と同一の信託を使用しています。なお、新たに当社子会社のシンジータック株式会社(以下、当初対象子会社と併せて「対象子会社」という。)の取締役(社外取締役および国内非居住者を除く。以下、当初対象子会社取締役等と併せて「対象子会社取締役等」という。)についても、同社の株主総会における承認を経て、当社の取締役等と同様の制度を導入し、本制度と同一の信託を使用することを予定しています。

対象期間毎に各対象子会社が各対象子会社取締役等の報酬として拠出される金員の上限は、4社合計で235百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額(現行の対象期間である4事業年度につい

ては4社合計で906百万円)となる予定です。また、対象期間について各対象子会社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数(各対象子会社取締役等に付与されるポイントの数)の上限は、4社合計で23.5万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数(現行の対象期間である4事業年度については4社合計で91万株)となる予定です。

【参考：取締役の報酬方針】

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の報酬に関しては取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬に関しては監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定しております。

なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上を含む経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会（※補足：現在の経営監督会議）を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。指名・報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長および主要な構成員とする会議体であり、指名・報酬等の経営上の重要な課題に関する確認・助言を行っております。

当社の、取締役の報酬に関する方針は、以下のとおりです。

・方針の決定方法

監査等委員でない取締役の報酬方針については、指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬方針については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

・基本方針

当社グループは中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上を実現するため、当社グループの中核的な企業の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社グループの中核的な企業の経営陣に対しては、当社グループの中期経営計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入しており、単年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

・個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬（金銭）・短期業績連動報酬（金銭）・中長期業績連動報酬（株式）の三

区分としております。また、短期・長期成果部分が基準額であった場合、職責に応じて1～1.9内外の比率で報酬総額に階差を設けております。

一方、監査等委員である取締役には、当社グループ全体の職務執行に対する監査・監督の職責を負うことから、その立場に鑑み、役割に応じた基本報酬（金銭）のみ支給いたします。

なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や、企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

・業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、取締役会で承認された賞与規程および株式交付規程に従い、評価項目の達成度に応じて、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬に係る評価指標は、規模拡大と利益水準の確保の両立を図るための財務指標（売上高および営業利益）と、個人の成果を適切に反映するための個人評価を採用し、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案して支給額を決定しております。各指標の評価加重は、売上高：営業利益：個人評価＝15%：35%：50%としております（代表取締役社長は30%：70%：0%）。個人評価における目標設定および評価は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会で決定することで、客観性・透明性を確保しております。

中長期業績連動報酬に係る指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROA、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

・非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方法

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国内非居住者を除く）および執行役員（国内非居住者を除く）に対し、役位・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付する制度です。

・個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

当社の業域は自動車、電子機器等の部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役の短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の20%・20%としております。

- **報酬等を与える時期または条件の決定方針**

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、役位および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

- **個人別の報酬等の内容の決定方法**

個別の監査等委員でない取締役の報酬等の額またはその算定方法は、取締役会議長である取締役社長が、指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

以 上

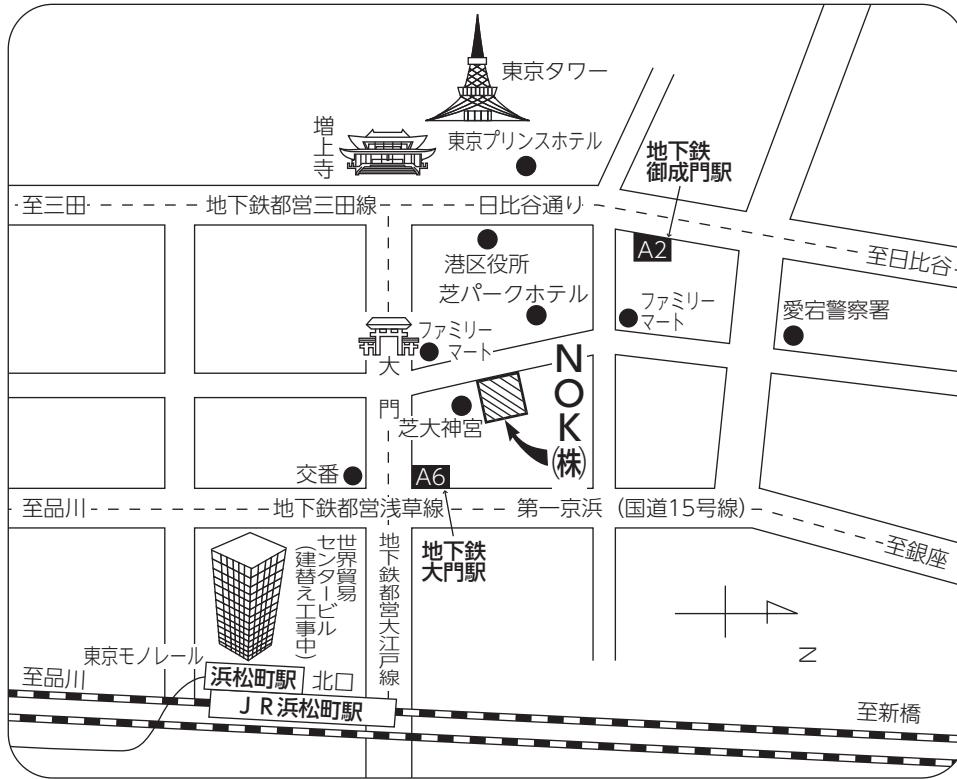
メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場ご案内

東京都港区芝大門1丁目12番15号

当社 本社 会議室



最寄駅	J R	山手線・京浜東北線	浜松町駅北口より	徒歩 8分
	地下鉄	都営浅草線・都営大江戸線	大門駅A 6 出口より	徒歩 2分
		都営三田線	御成門駅A 2 出口より	徒歩 5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。

